

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市学校町一・県庁本館社会教育課分室内】

【電話・(新潟)(23)5511 内線691】

【振替 新潟 4094】

発行人 会長 吉津 勝栄

編集人 事務局長 本庄 清

昭和41年8月15日発行(毎月11日15日発行)

【定価1部18円千共・年種216円】

新潟県

公民館月報

静寂

たくさんの人々のどうしても
のみこめなげ声が

ここに横たわっているようだ

静寂

ねしまかった鉄骨に

わたくしの眼は

しるかとかいいる

透明の度をます

ドームのなかから

天空を仰ぐ

小市民のささやかな幸福が

そこに悠々と流れていた

(矢野龍太)

論 各 指 標 的 的 今 日

五つの課題の試案成る

はしきがき

全国公民館連合会は、さき専門委員会に委嘱して「公民館のあるべき姿と今日の指標」についての調査研究をつづけ、その総論ともいふべき基本論をこの研究成果を、「中間報告」として昨年十一月の第十四回全国公民館大会において発表された。この「総論」においては、「公民館のあるべき姿」としてその「目的と理念」「役割」「特質」を説き、「今日の指標」として「企画の科学化」「運営の効率化」「事業の近代化」「管理の適正化」を強調した。

しかしながら、公民館をめぐるものもその条件は、この「あるべき姿」と今日の指標」をほぼものが多く、全公連は、それらの問題の所在を明らかにし、これに対応する方策を確立するため、とくに重要と認められる五つの課題を選び、串ねて専門

委員会の調査研究を乞うた。専門委員会は、本年初め、課題として五つの部会を設け、分担して調査研究を重ね、さきに教次にわたる合同研究の結果、ここにその「試案」をまとめた。これは、さきの「総論」にたいする一全論ともいふべきものである。「公民館のあるべき姿」と今日の指標」は、総論、各論ともに、公民館人によって公民館人の指標を確立しようとするものである。全国の公民館関係者が相携えて研究討議を重ねることを切望してやまない。

第一、地方教育行政ならびに一般行政と公民館との関係

社会教育法第百零二条には「市町村」に同法第百零二条には「公民館の教育委員会の事務」について、ま 事業」についての規定がある。し

- 1 市町村は、公民館を所づく
- 2 公民館は、住民の中にある
- 3 公民館は、市民教育の中心となるべきものである。
- 4 公民館は、市民教育の中心となるべきものである。
- 5 公民館は、市民教育の中心となるべきものである。

- 1 市町村は、公民館を所づく
- 2 公民館は、住民の中にある
- 3 公民館は、市民教育の中心となるべきものである。
- 4 公民館は、市民教育の中心となるべきものである。
- 5 公民館は、市民教育の中心となるべきものである。

- 1 一般施設は、市民教育の中心となるべきものである。
- 2 一般施設は、市民教育の中心となるべきものである。
- 3 一般施設は、市民教育の中心となるべきものである。
- 4 一般施設は、市民教育の中心となるべきものである。
- 5 一般施設は、市民教育の中心となるべきものである。

近時、市町村等が設置する市民

この際、社会教育の総合施設と

この際、社会教育の総合施設と

凡 例

- 1 今回の作業においては、調査研究の対象をすべて「公立」の公民館に限ることとした。
- 2 この「試案」においては、「設置基準」にいう「都市」においては中学校区、「町村」においては小学校区に設けられる公民館を、すべて「本館」の呼称に統一して記述した。
- 3 したがって、いわゆる「中央公民館」および「地区公民館」は、すべて本館の中に含まれるものである。

公民館の設置目的を達成するため、以下の諸施設を便宜上、一般施設（市民会館など）、分館施設（児童館など）、専門施設（図書館など）の三種類にわけて検討する。

近時、市町村等が設置する市民

この際、社会教育の総合施設と

この際、社会教育の総合施設と

公民館のあるべき姿と

るべきである。

1 相互に資料を交換し、また講師・指導者の交換派遣を行なうこと
 によって、公民館活動の多様性を高めること。

2 公民館は、その事業の実施に務める協力関係を強化すべきであらう、可能な限りこれら施設と

昭和三十四年「公民館の設置及運営に関する基準」が公布されて

第三、望ましい公民館の体制と配置

以来、関係者はこの線をもつて公民館の整備につとめているが、基準の内容にも問題があり、また、関係者の努力もまた十分の成果を

あけていないところがある。今日の段階において、公民館の最低の要件をみたすための、その体制と配置の基準を明らかにする

の必要に応じて、なるべく住民生活に即して、なるべく住民生活に即して、なるべく住民生活に即して

4 部落(町内)公民館等は、可能な限り条件による施設とし、分館として位置づけること。

1 本館には、少なくともつきこの場合、形式的並立方式として、数個の本館の職員と予算を統合し、ブロック運営方式をとること

2 公民館の設置区域は、都市において中学校区に一館となつて、さらにその区域を縮小することが望ましい。

第四、公民館における標準的事業の領域と内容

公民館の行なう事業については、社会教育法第二十一条に規定されている。もとより、それぞれの意義を重視し、③かつ住民の生活課題と地域社会の課題の解決に際して教育的に準備されるものでなければならないが、その事業の企画、実施にあつての基本原則と

1 集会と活用
 ① 集会の場の提供
 ② 地域内の機材、立休、小集

2 教育相談、法律相談、健康相談、結婚相談など住民の生活相談に即して、なるべく住民生活に即して、なるべく住民生活に即して

1 公民館活動を周知徹底させるための広報を行なうこと。
 2 地域住民に必要な行政に関する情報を提供すること。

1 学級、講座の開設
 ① 市民的教養ならびに生活・職業技術に関する多様な学級・講座を開設すること。

1 本館には、各館ごとに運営委員会をおくものと

2 二つの運営委員会の委員数は、最低五名とする。

3 運営委員会委員の選任において、公民館利用者を選挙する者が含まれるよう考慮すること。

4 運営委員会委員と、社会教育委員との兼務は望ましくない。

5 運営委員会委員の任期は、二年を標準とする。ただし、再任を妨げないが、三たび以上連続して委嘱することは望ましくない。

1 公民館の事業の企画・実施にあつた。たつての基本原則としては①住民生活の要求にこたえて、その生活課題を教育的に解決する方途を

公民館の事業の企画・実施にあつた。たつての基本原則としては①住民生活の要求にこたえて、その生活課題を教育的に解決する方途を

公民館のあるべき姿に即して、数個の本館の職員と予算を統合し、ブロック運営方式をとること

1 本館には、少なくともつきこの場合、形式的並立方式として、数個の本館の職員と予算を統合し、ブロック運営方式をとること

2 公民館の設置区域は、都市において中学校区に一館となつて、さらにその区域を縮小することが望ましい。

1 公民館活動を周知徹底させるための広報を行なうこと。
 2 地域住民に必要な行政に関する情報を提供すること。

1 学級、講座の開設
 ① 市民的教養ならびに生活・職業技術に関する多様な学級・講座を開設すること。

公民館のあるべき姿に即して、数個の本館の職員と予算を統合し、ブロック運営方式をとること

1 本館には、少なくともつきこの場合、形式的並立方式として、数個の本館の職員と予算を統合し、ブロック運営方式をとること

2 公民館の設置区域は、都市において中学校区に一館となつて、さらにその区域を縮小することが望ましい。

1 公民館活動を周知徹底させるための広報を行なうこと。
 2 地域住民に必要な行政に関する情報を提供すること。

1 公民館活動を周知徹底させるための広報を行なうこと。
 2 地域住民に必要な行政に関する情報を提供すること。

1 学級、講座の開設
 ① 市民的教養ならびに生活・職業技術に関する多様な学級・講座を開設すること。

公民館のあるべき姿に即して、数個の本館の職員と予算を統合し、ブロック運営方式をとること

1 本館には、少なくともつきこの場合、形式的並立方式として、数個の本館の職員と予算を統合し、ブロック運営方式をとること

2 公民館の設置区域は、都市において中学校区に一館となつて、さらにその区域を縮小することが望ましい。

1 公民館活動を周知徹底させるための広報を行なうこと。
 2 地域住民に必要な行政に関する情報を提供すること。

1 公民館活動を周知徹底させるための広報を行なうこと。
 2 地域住民に必要な行政に関する情報を提供すること。

1 学級、講座の開設
 ① 市民的教養ならびに生活・職業技術に関する多様な学級・講座を開設すること。

(前ページよりつづく)

① 公民館職員と関係者との連絡・調整
 1 公民館を利用する個人および団体の連絡、協調をはかること。
 2 小地域における協議会の活動に助力すること。
 3 地域における各機関・団体との行なう社会教育活動との連絡、調整をはかること。

② 教員・学習資料の供与
 1 書籍、実験・実習器具、体育・レクリエーション用具などを個人および集団の活動のために供与すること。
 2 学習に要する資料を、学習過程に即して編成し、供与すること。

③ 学習の方法・技術の開発
 1 社会教育の方法・技術について実践的研究、開発を行ない、その普及をはかること。
 2 公民館職員は、そのまゝ五年間は、その職に就くことができるものとす。その間にこの条件をみたすようにすること。

2 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 3 公民館主事の給与は、同一資格、同一経歴年度の公立義務教育学校教員と同等以上とし、校長および主任師範を含め、独自の給与体系を設定することが望ましい。

4 公民館主事に任用しうる者は、左の各号の二に該当するものとす。
 (1) 学校教育の資格を有するもの。
 (2) 社会教育主事講習の受講資格を有するもの。

④ 総合と調整
 1 公民館を利用する個人および団体の連絡、協調をはかること。
 2 小地域における協議会の活動に助力すること。
 3 地域における各機関・団体との行なう社会教育活動との連絡、調整をはかること。
 4 広範な領域にわたる事業を共同で実施すること。
 5 広範な領域にわたる事業を共同で実施すること。
 6 共通課題の解決のために、相互の交流をはかること。

⑤ 人材の開発と活用
 1 地域における有志指導者と連携し、能力(エネルギー)の社会的活用をはかること。
 2 公民館職員は、その分、職務内容、研修などについて、資格および地位と深く関連の基本的な明確にしたい。
 3 公民館職員は、その分、職務内容、研修などについて、資格および地位と深く関連の基本的な明確にしたい。
 4 公民館職員は、その分、職務内容、研修などについて、資格および地位と深く関連の基本的な明確にしたい。

⑥ 世論の形成
 1 本館には、常勤・専任の館長を配置すること。
 2 館長は、教育公務員特別法第二条第四項にいう専門的教員職員とす。
 3 館長は、なるべく広域間の交流ができるよう制度の改正を考

⑦ 公民館職員としての勤務内容
 1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 4 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

⑧ 公民館主事の研修
 1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 4 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

⑨ 公民館主事の給与
 1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 4 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

⑩ 公民館主事の地位
 1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 4 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

第五、公民館職員の職務内容と研修

1 地域における有志指導者と連携し、能力(エネルギー)の社会的活用をはかること。
 2 公民館職員は、その分、職務内容、研修などについて、資格および地位と深く関連の基本的な明確にしたい。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 地域住民の連携、市民生活の高める事業を行なうこと。
 2 地域指導者の協力を求め、世論の形成を助けること。

1 公民館の経営に必要な事務とは、施設・設備の維持管理、文書等の処理、予算決算等の総理事務および渉外事務をいう。
 2 館長は、その所屬職員の任免につき、任命権者に意見を具申しうるものとす。
 3 館長の専任事項は、教育委員会規則において、なるべく大體に規定すること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

期待される公民館像

今後の発展がたのしみ
 『公民館のあるべき姿』と今日の『公民館の現状』を比較し、その間に在るべき理想像を、本誌の取材を通じて明らかにしようとする。その結果、公民館の理想像が、今日よりも、ますます明確になってくることを期待する。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

1 公民館主事は、教育公務員特別法第二十三条第四項にいう専門的教員職員とす。
 2 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。
 3 公民館主事は、なるべく広域間の交流ができること。

地域社教主事白書

津南町社教主事兼公民館主事

滝沢秀一

社教主事の任務についてはいろいろ田柄がや々と済んで婦人会級、青年論議されている。しかし人員の年々減少、家庭教育級、老人学級が漸く本番ということになるが、こんなおおよそまの運営状況が日な辺りの現場を担う者には、取を左右する。さらにホップ、タンプもどけにできるだけ大勢の参加をさせたい。

秋の収穫祭のちよとした場してきたこのころでは、日は仲夏夜長で、六・七月の秋祭りを報告してみたいと思う。

季節はずれの成人式を毎年七月十五日にやっていたがその日を中止した成年講座の日程、講師の依頼に大わらわだ。なにしろ地理条件が悪いものだから、おひとりおひとりもまざるで、燦日もかかる。

春秋二回の美術展の受否もはじまり、やがて入道つとめなくて、はならない。郡市行事の社教大会も中央講師を迎えての力を入れたものだけにできるだけ大勢の参加をさせたい。

カタカタしていた婦人会がやっと再編成されて満足となれば、これも手伝ってやるなくてはならない。文化交流をもちたい。男塾に比べてこれに思えない。どうも欲ばりが過ぎると思うのだがどうも困った。

グチばかりならべてしまったがほんとのことだから致し方ない。尻をたたいてくれる人やおたがてくれる人はいるけれど、問題の解決にはつながらない。

せめて私たちのために「カピタ」十割のりのカレンダーをつくって、くれる人はいないものだろう。

警察町の申込みが一件、辺地としてのこれもお見せするより吸収の機会として受け入れた方がはならない。「ハイハイ」といふことになる。こんなところへ県から補助金事務の調査指導に来るといふ。それも三十九、四十年度だ。急遽日程変更である。ありがたいことなのだろうが、基礎資料があつても整理に手の回らない心がけの悪さからまたまた頭をかかえ込まざるを得ない。

全町のグループの集りを持したい。交流会をもちたい。男塾に比べてこれに思えない。どうも欲ばりが過ぎると思うのだがどうも困った。

お茶っぴ仔

20. おやじ学級 うつぎ、かす



公民館ひろいある記

田上村公民館の巻

施設・職員ともに水準以上

理解深い村長さん、理事も、この館には南浦公理の事務所もあり、館長は郡連の青成指導にも会長として奔走されと昭和三十三年、木造一階建て五〇〇平方米の独立公民館を新築すると共に福敷商店と人材費用に充てられた。三回に放本館の利用状況を究ても、その運営の立派さが証明された。

最後に館長の抱負を語っていただいた。『資料がほしい。この通り田上村の発展のクラシックレコード千六百枚がある。土器や民具がある。またまた集めたい。移り行く時代に先入の生活資料を集めて教育の参考にしたい。次に職員を増員して、もっと活動をしたい』等々夢は限りなく広がっている。

その活動の中でも、重点的にひらいてみると、青年学級の自動車運転コースは、五カ年間の学習で一応初期の目的を完了して、今年は開級したという。婦人学級は十六級の学級を、青年学級とプログラムを並み、実地での練習を重視して成果をあげている。

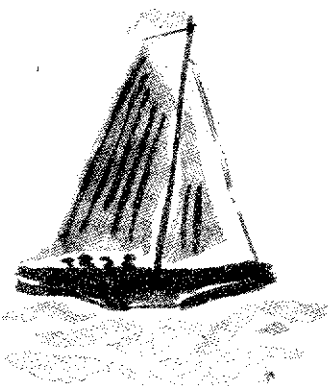
次に各地で開行する青年学級の多い中に、この村だけはまずまず回動も活発であり、広報などの内容を見ては相当高度のことがのべられてある。

もう一つここで力を入れているものには、田上村史の研究である。眼を見つけた館長自ら内を駆けめぐり、すでに中間報告も出された。



トラックスな部屋で話し合う職員

読者コーナー



政治というものは

小杉 説次郎

〇〇不在の政治といふことをよく耳にする。機内場も議会などではしばしば波及される。だがそのその不公平なものを...

わが村の青年学級

板垣 作五郎

ひところ見離されていた青年学級がいままた元気に活動している。教員も生徒も、以後コース制をも...

が、なんにしてもわが村にないことが多く、弱っている昨今です。(村上市助役・前岡三節長・前本会理事)

生活の中にとびこむ

桑原 芳太郎

子どもたちは、毎日元気よく、子どもたちの夜の中に入りこまな無言の同意をしながら学校へ...

父の日

丸田 昭三

父の日といっても、一般に言われる父の日といふようなムードがこの日に...

「直訴」

岩崎 圭吉

私たちに秋島(隠岐)の女子の力で区議会を開いて決めてく改善クループです。大半の部族が...

行なった。保健体操では園児といふ類のものにはよきババアをいふ公民館活動に、父の日を何と...

一行メモ

福島 定治

街場の婦人学校で半紙半分は夕と、記録をとるために閃光電球を...

ヤングフラタース

大島 覚

ワマ、インソングキヤー、とまではいかないが、ものすごい拍手...

吉津会長が訪ソ

芸能使節団の副団長として



本会長吉津勝栄氏が八月五日、使節副団長(副長河津玉水)局長(副長河津玉水)局長(副長河津玉水)...

